

モンゴルの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

モンゴル国は、ロシア連邦と中華人民共和国の間に位置する共和制国家である。モンゴル国の国土の面積は約 156 万平方キロメートル（日本の約 4 倍）、人口は約 330 万人（日本の約 2.6%）である。首都はウランバートル、公用語はモンゴル語²、法定通貨はトグログである³。日本との関係では、朝青龍、白鵬、日馬富士、鶴竜等の大相撲力士を輩出していることがよく知られている。

12 世紀末、一部族の族長であったテムジンが諸部族を征服・統一し、1206 年に「チンギス・カン」として即位し、モンゴル帝国を建国した。モンゴル帝国は、西は東欧・トルコ・シリア、南はアフガニスタン・チベット・ミャンマー、東は中国・朝鮮半島にわたる広大な地域を支配下におさめた。1271 年に元と国名を改めた後、1274 年（文永の役）と 1281 年（弘安の役）の 2 度にわたって九州北部を侵攻した（元寇）。17 世紀には清の一部となつたが、1921 年に中華民国から独立し、1924 年には世界で 2 番目の社会主義国家であるモンゴル人民共和国が成立した。1939 年には、満州国の関東軍とモンゴル人民共和国との間で国境紛争が発生し、日本軍とソ連軍が軍事介入するという「ノモンハン事件」が発生した。モンゴル人民共和国は、長い間、ソ連の強い影響下にあつたが、1989 年以降、民主化運動が活発化し、従来の「一党独裁」・「社会主義」体制から、「民主主義」・「市場経済」体制への転換が進んだ。1992 年 1 月には新憲法が採択され、国名が「モンゴル国」（以下「モンゴル」という）に改められた。

モンゴルは、1961 年には国際連合に、また、1997 年には WTO に加盟した。2016 年には、「日・モンゴル経済連携協定」（EPA）が発効した。

モンゴルでは、牧畜業が盛んであるほか、モリブデン、銅、金、石炭等の鉱物資源が産出される。モンゴル経済は、隣国である中国に大きく依存しているところ、2017 年には 5.3%、

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 従来、モンゴル語の表記にあたつてはキリル文字が用いられていたが、現在、モンゴル政府は、キリル文字とモンゴル文字の併用政策を推進しており、将来的にはモンゴル文字に完全に移行することを目指している。

³ 本稿におけるモンゴルの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2020 年版』（二宮書店、2020 年）245～246 頁、②『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2018 年）59 頁、③外務省ウェブページ「モンゴル 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mongolia/data.html>）等を参照した。

2018年には7.2%、2019年には5.1%というように、比較的高い経済成長を果たしている⁴。

親日国であるモンゴルと日本の関係は、今後、さらに発展していくことが期待されている。そこで、本稿では、モンゴルの法制度の概要と特徴について紹介することとしたい。

II 憲法

1 総説

モンゴル憲法は、1992年1月13日に採択され、同年2月12日から施行された。その後、1999年に一部改正されたが、憲法裁判所により、改正手続が違憲であるため、改正は無効との判断が下された。ところが、2000年に、1999年改正と同じ内容の憲法改正が再度可決された。2019年10月にも、憲法の一部改正が可決され、2020年5月25日に施行された。

全70条からなる現行のモンゴル憲法の体系は、表1のとおりである⁵。

表1：モンゴル憲法の体系

前文		
第1章 モンゴル国の主権		第1条～第13条
第2章 人権及び自由		第14条～第19条
第3章 モンゴル国の国家機構	第1節 モンゴル国家大会議	第20条～第29条
	第2節 モンゴル国大統領	第30条～第37条
	第3節 モンゴル国内閣	第38条～第46条
	第4節 司法権	第47条～第56条
第4章 モンゴル国の行政及び地域の単位、その指導管理		第57条～第63条
第5章 モンゴル国憲法裁判所		第64条～第67条
第6章 モンゴル国憲法の改正		第68条～第70条

2 統治機構

⁴ https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/67bed3c6486d5f16/20190043.pdf

⁵ 本稿におけるモンゴル憲法の日本語訳は、山口幸二著「モンゴル国」（萩野芳夫・畠博行・畠中和夫編『アジア憲法集【第2版】』（明石書店、2007年）所収）を主に参照した。但し、当該日本語訳は2019年改正が反映されておらず、2019年改正に関する日本語の翻訳・解説も見当たらなかったため、下記リンク先の英語の解説等を参照した。

<https://www.mondaq.com/human-rights/879568/the-amendment-on-constitution-of-mongolia>

(1) 国家大会議

モンゴルの立法府は「国家大会議」であり、一院制が採られている。議員総数は、76名である。議員の任期は4年である。

①全議員の3分の2以上の者が、国家大会議は権能の行使ができないとみなしたとき、又は②同様の理由により、大統領が、国家大会議議長と合意した上で、解散の提議を行ったとき、国家大会議は、全議員の3分の2以上の多数決により、自らの解散を決議することができる。また、大統領は、首相の辞任後、新たな首相を任命するための提案を議論し、決定することができない等、一定の要件を満たす場合には、国家大会議の解散を決定しなければならない（2019年改正により追加された22条3項の規定）。

国家大会議の議長及び副議長は、国家大会議議員の中から、公開の表決により選出される。国家大会議の議長及び副議長の任期は4年である。

国家大会議の権限としては、①法律の制定及び改正、②国内政策・外交政策の基本方針の決定、③国家大会議常任委員会等の構成員の決定及び変更、④大統領の選出を認め、大統領の権能を認証する法律を公布し、大統領を解職・解任すること、⑤首相・閣僚等の任命・更迭・解任、⑥予算・決算等の承認、⑦条約の承認及び破棄、⑧国民投票の実施、⑨宣戦の布告・解除、⑩非常事態及び戦争状態の宣言等が挙げられる。

法律案提出権は、大統領、国家大会議議員及び内閣が有する。

(2) 大統領

大統領は、モンゴルの国家元首であり、モンゴル国民の融和の象徴であり、軍の最高司令官である。

2019年改正憲法によると、大統領となり得るのは、50歳以上で、最近5年間以上継続してモンゴルに居住している生来のモンゴル国民に限られる。大統領の任期は6年であり、再任は禁止されている。

大統領は、選挙で選出される。まず、国家大会議に議席を有する政党が立てた大統領候補者について、選挙権を有する国民が、自由・直接・秘密の投票を行う。全選挙民の過半数の票を得た候補者は、大統領に選出されたものとみなされる。全選挙民の過半数の票を得た候補者がいなかった場合、上位2者により、再投票が実施される。再投票において、全選挙民の過半数の票を得た候補者は、大統領に選出されたものとみなされる。再投票において、全選挙民の過半数の票を得た候補者がいなかった場合、上位2者により、再々投票が実施される。

大統領は、首相、国家大会議議員、閣僚等の公職を兼務することはできない。

大統領の権限としては、①国家大会議の可決した法律案等に対し、拒否権を発動すること、②内閣に指針を与え、大統領令を発布すること、③外交において全権により国を代表し、国家大会議と合意の上で条約を締結すること、④国家安全保障会議を主宰すること、⑤軍隊の招集を宣言すること、⑥国家大会議及び国民に対し、大統領教書を出し、国内・

国外情勢における重要問題について報告を行い、提議すること等が挙げられる。

大統領は、国家大会議に対し、その職務についての責任を負う。大統領が憲法又は権能に違反した場合、憲法裁判所の判決に基づき、国家大会議で審議の上、出席議員の 3 分の 2 以上の多数決により、解任される。

（3）内閣

モンゴル国の内閣は、国の最高行政機関である。

内閣は、任期 4 年の首相及び閣僚により構成される。首相及び 4 名以内の閣僚は、国家大会議議員の地位を兼務することができる。首相は、大統領の同意を得て、政府の構造と構成に関する法律案を国家大会議に提出しなければならない。首相は、国家大会議及び大統領の指示により、閣僚を任命、解任する。

内閣の権限としては、①憲法及び法律の施行を全国的に組織し実現すること、②科学技術総合政策、国家経済社会発展基本方針、国家予算、金融、財政計画を策定し、国家大会議に上程し、出された決定を実施すること、③中央行政機関を迅速に指導監督し、地方行政機関の事業を指導監督し方向づけること等が挙げられる。

首相は、内閣を指揮し、国家大会議に対し、法律の施行についての責任を負う。内閣は、その事業について、国家大会議に報告を行う。

首相が辞任する場合、内閣も総辞職する。

（4）司法権

司法権は、裁判所に属する。裁判所には、最高裁判所、県及び首都裁判所、郡又は郡間裁判所、区裁判所がある。刑事、民事、行政等の裁判の種類により専門の裁判所を設置することができる。モンゴルでは、三審制が採用されている。

大統領、首相、国家大会議議員、閣僚、国家機関、政党等は、裁判官の裁判任務の遂行に干渉してはならない。

裁判所最高会議は、裁判官の権利を保護し、裁判所が独立して活動する条件を確保することに関する職務のみを行うものとし、裁判所・裁判官の裁判活動には関与しない。

（5）憲法裁判所

モンゴル国憲法裁判所は、憲法の施行について最高の監督を行い、憲法の条項への違反について判断を示し、争訟を審理・決定する権限を有する。

憲法裁判所は、9 名の裁判官により構成される。そのうち 3 名を国家大会議が、3 名を大統領が、残り 3 名を最高裁判所が推薦し、国家大会議が任命する。憲法裁判所裁判官の任期は 6 年である。大統領、国家大会議議長、首相、閣僚、最高裁判所裁判官は、憲法裁判所裁判官になることはできない。

憲法裁判所は、違憲についての論争（例えば、法律、大統領令、政府の決定等が合憲で

あるか否か等）について、①国民の嘆願、具申をもとに自らの提議により、又は②国家大會議、大統領、首相、最高裁判所、検事総長の要請により、審査し決定を下す。

3 人権

モンゴル憲法の「第 2 章 人権及び自由」等には、人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されている基本的人権と同様のものの多くが、モンゴル憲法においても保障されている。モンゴル憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①外国人によるモンゴルの土地の所有は、禁止されている（6 条 3 項）。国は、外国人に対して、土地を利用させることができる（6 条 5 項）。
- ②国家機関が宗教活動を行うこと、及び寺院が政治活動を行うことは、禁止されている（9 条 2 項）。
- ③「健康、安全な環境に生活する権利、環境汚染、自然の均衡の喪失から保護される権利」が保障されている（16 条 1 項 b 号）。
- ④著作権、発明、発見の権利の保護が明文で規定されている（16 条 1 項 h 号）。
- ⑤「犯罪者の刑を、犯罪者の家族・親類に及ぼすこと」が明文で禁止されている（16 条 1 項 n 号）。
- ⑥国家機関等への情報アクセス権及びプライバシー権が明文で規定されている（16 条 1 項 q 号）。
- ⑦国民の義務として、母国の防衛の義務、及び兵役の義務が、明文で規定されている（17 条 1 項 d 号）。兵役の義務について付言すると、自衛軍を有するモンゴルでは、徴兵制が採られており、満 18 歳から 25 歳の男子は、原則として、1 年間の兵役につかなければならぬ。但し、代替金を納付した場合、外国留学等で 26 歳となった場合、幼い子供を有する場合には、兵役が免除される。
- ⑧外国人及び無国籍者の亡命権が、明文で規定されている（18 条 4 項）。
- ⑨有権者の 1 %以上により結成された政党の設立の自由が保障されている（19 条 1 項）。これは、2019 年改正により追加された規定である。
- ⑩非常事態及び戦争状態における人権の制限について、明文で規定されている（19 条 3 項）。

4 モンゴルの法制度

社会主義体制時代におけるモンゴルの法制度は、ほぼソ連の法制度のコピーであった。1992 年憲法制定よりも前に制定された法律のごく一部には、現在でも法的効力を有するものがある。しかし、現行の法律の大部分は、1992 年憲法制定後に制定されたものである。

モンゴルの現行法体系は、憲法、条約、法律、国家大會議規定、大統領令、憲法裁判所判決、最高裁判所の解釈、政府規定・政令、大臣の命令、官庁長官の命令等から構成され

る⁶。

近年、モンゴルの法制度は、さまざまな外国や国際機関等の支援を受け、急速に整備されてきた。但し、支援をした外国が法律・法分野ごとに異なる（例えば、ドイツによる民法・民事訴訟法の法整備支援、米国の刑法・刑事訴訟法の法整備支援等）ため、それらの整合性が問題となっている⁷。

III 民法

モンゴルの民法典は、1994年に制定されたが、その後、2002年に新たな民法典が制定された。2002年民法典は、主にドイツ民法を参考にしつつ、ロシア、日本、カリフォルニア州の民法も比較対象として研究された。民法典に関連するその他の法律としては、例えば、家族法、土地法、不動産担保に関する法律、動産担保と無体財産権担保に関する法律、消費者の権利保護に関する法律等がある⁸。

全552条から構成される2002年民法典の主な体系は、表2のとおりである⁹。

表2：モンゴル民法典の主な体系

第1編 総則	第1章 民事法律関係、法令	第1条～第13条
	第2章 民事法律関係の主体	第14条～第38条
	第3章 法律行為	第39条～第70条
	第4章 民事法上の期間	第71条～第82条
	第5章 有体・無体の利益に関する権利	第83条～第185条
第2編 義務	第1章 総則	第186条～第242条
第3編 契約の法律関係	第1章 財産を他人の所有へ移転させる契約上の義務	第243条～第286条
	第2章 財産を他人に占有させ、又は使用させる契約上の義務	第287条～第342条
	第3章 役務遂行、提供に関する義務	第343条～第486条

⁶ 趙勁松著『モンゴル法制ガイドブック』（民事法研究会、2014年）17～20頁。

⁷ 舟橋智久著「在モンゴル日本法センターにおける日本法講師体験」83頁。

http://www.law.nagoya-u.ac.jp/ls/review/_userdata/09-10.pdf

⁸ 小島麻友子著「平成30年度モンゴル国共同研究（商取引法関連）」（『ICD NEWS 第77号』（法務省法務総合研究所国際協力部、2018年）所収）211～212頁。

<http://www.moj.go.jp/content/001278650.pdf>

⁹ 本稿におけるモンゴル民法典の記述にあたっては、①趙勁松著『モンゴル法制ガイドブック』（民事法研究会、2014年）43～105頁、②蓑輪靖博著「モンゴル民法典の全体構造(1)・(2)」（『福岡大学法学論叢 54巻4号、55巻3・4号』（福岡大学研究所、2010年～2011年）所収）及び「モンゴル民法典・試訳(1)～(8)」（『福岡大学法学論叢 53巻1・2号～56巻2・3号』（福岡大学研究所、2008年～2012年）所収）等を参照した。

第4編 非契約上の義務	第1章 法律の定めによって発生する義務	第487条～第496条
	第2章 不法行為	第497条～第514条
第5編 相続		第515条～第538条
第6編 国際民事法律関係		第539条～第552条

「第1編 総則」には、日本でいう民法総則及び物権法に関する規定が含まれている。モンゴル民法典では、消滅時効ではなく、出訴期間について規定されている。「第5章 有体・無体の利益に関する権利」には、有体・無体の利益、占有、所有、担保権に関する規定が含まれている。有体財産には不動産及び動産が、無体財産には権利及び知的財産がある。土地、及び土地から分離すると用途どおりに利用できない物は、不動産に属する¹⁰。

「第2編 義務」は、「第1章 総則」のみから構成される。日本でいう債権総論及び契約総論に関する規定が含まれている。なお、モンゴル民法典は、「義務」と「債務」という言葉を使い分けている。また、債権者を「義務履行受領者」、債務者を「義務履行者」という¹¹。

「第3編 契約の法律関係」には、各種の典型契約についての規定が含まれる。

「第4編 非契約上の義務」には、共同所有によって発生する義務、事務管理、不当利得、不法行為等についての規定が含まれている。

「第5編 相続」には、法定相続、遺言、相続財産等についての規定が含まれている。

「第6編 国際民事法律関係」には、日本でいう国際私法に関する規定が含まれている。

なお、「親族」については、民法典ではなく、「家族法」という特別法が制定されている。

IV 商法

モンゴルの現行の会社法は、2011年11月に施行されたものである。なお、モンゴルには、商法典は存在しない。商取引については、民法典にいくつかの規定が含まれている¹²。

全100条からなる会社法は、14章に分かれている。モンゴル会社法の特徴としては、①定款自治が大幅に認められていること、②代表取締役についての規定が無く、執行役が会社を代表すること、③旧会社法にあった最低資本金制度及び監査役会制度が廃止されたこと、④単独又は共同で発行済株式の10%以上を有し、又は会社の経営をコントロールできる者が、不正行為により会社に損害を与えた場合、その者には損害賠償責任が発生すること等が挙げられる。会社には、有限責任会社及び株式会社があるが、いずれの場合も、「株

¹⁰ 趙勁松・前掲書61～63頁。

¹¹ 趙勁松・前掲書43・46頁。

¹² 小島・前掲書208頁。

式」、「株主」、「株主総会」という文言が用いられている¹³。

モンゴルで最も多く設立されている会社形態は、有限責任会社である。有限責任会社への出資金は、株式という形に細分化されており、株式の譲渡は法律又は定款によって制限されている。発起人の数は 50 名以下とされている¹⁴。

他方、株式会社の場合、株式は自由に譲渡することができるものとされている。株式会社には、公開株式会社及び閉鎖株式会社がある。公開株式会社とは、株式が有価証券取引機関に登録され、自由に取引される株式会社をいう。閉鎖株式会社の場合、株式は有価証券保管業務を営む機関に登録され、閉鎖的範囲内で株式の取引が行われる¹⁵。

なお、外国投資家によるモンゴルへの投資については、2013 年に制定された「投資法」も適用されるので、留意が必要である。

V 民事訴訟法

モンゴルでは、民事訴訟法、裁判所判決執行法、調停法、仲裁法が制定されているが、民事保全法は制定されていない。民事保全についての規定は、裁判所判決執行法等に含まれている¹⁶。

モンゴルの現行の民事訴訟法は、ドイツ法の強い影響を受けて策定され、2002 年に制定されたものである。モンゴルの民事訴訟法制度は、当事者主義、処分権主義、弁論主義、裁判公開、口頭主義、連続主義等の原則が採用されている。現行法によると、訴訟を提起した原告が、訴えを取り下げると、その件について改めて訴訟提起することはできなくなる。なお、モンゴルでは、弁護士資格が無くとも訴訟代理人になることが認められており、本人訴訟も認められているが、証拠提出等の不慣れ等の原因による訴訟の遅延が問題となっている¹⁷。

モンゴルの民事訴訟¹⁸では、三審制が採用されている。第一審は区民事初級裁判所、第二審は民事控訴審裁判所、第三審は最高裁判所が管轄する。

モンゴルの「調停法」は、JICA の法整備支援（調停制度強化プロジェクト）等も受けな

¹³ 趙勁松・前掲書 107・115 頁。

¹⁴ 趙勁松・前掲書 109~110 頁。

¹⁵ 趙勁松・前掲書 110~111 頁。

¹⁶ 小島・前掲書 212 頁。

¹⁷ 小島麻友子著「公開セミナー実施報告書～モンゴルの商業を取り巻く法制等について～」(『ICCLC NEWS 第 66 号』(国際民商事法センター、2020 年) 所収) 8~14 頁。

http://www.icclc.or.jp/icclc-news/news_66.pdf

¹⁸ モンゴルの実際の裁判所内の様子は、『モンゴルは今』という番組で紹介されており、以下のリンク先で視聴することができる。これによると、モンゴルの訴訟における審理は、常にビデオカメラで撮影され、公開されており、誰でも見ることができる。

https://www.youtube.com/watch?v=Mq6IYWxaXUc&feature=youtu.be&fbclid=IwAR05jpDlacyT4oxWUG2222rtzp4GDXLmPvpWzm30tAvHgM3cCi4_jI-vJrQ

がら検討が進められ、2012年5月22日に成立した¹⁹。現在では、調停による紛争解決が多く利用されている（2016年の1年間で、調停事件の受付件数は約15,300件、処理件数は約12,600件であった²⁰）。裁判所の調停の結果締結された和解契約書には、裁判官が確認手続をとることにより、執行力が付与される。

日本企業とモンゴル企業とが締結する契約において、当該契約に関連して発生する法的紛争は、「訴訟」ではなく、「仲裁」（私人間の合意に基づいて、第三者を選任し、その者の判断によって紛争解決を図る手続）により解決する旨の条項（仲裁条項）が規定されるのが通常である。その理由は、法的紛争を裁判所による訴訟で解決しようとしても、日本とモンゴルの間では裁判所の判決の相互執行を認める条約が存在しない等の理由により、日本とモンゴルのいずれかの国で出された裁判所の判決が、他方の国では執行できないためである。すなわち、日本企業とモンゴル企業との間の紛争において、日本企業が東京地裁で勝訴判決を得たとしても、モンゴルに存在するモンゴル企業の財産につき強制執行することは認められない（逆も同様）。これに対し、仲裁の場合、日本とモンゴルのいずれかの国で出された仲裁判断は、他方の国で執行することが可能である。これは、日本もモンゴルも「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（いわゆる「ニューヨーク条約」）に加盟しているため、仲裁判断の執行が相互に認められるからである。モンゴルの仲裁機関としては、モンゴル商工会議所付属のモンゴル国立国際仲裁センター（Mongolian International and National Arbitration Center, MINAC）がある。

VI 刑事法

モンゴルにおける犯罪発生状況は、近年、増加傾向にある。モンゴル警察庁が公表した2018年の犯罪統計によると、犯罪認知総件数は36,220件（前年比112%）となっている。とくに、強盗、窃盗、詐欺等の財産犯が大幅に増加しているほか、暴行・傷害等の粗暴犯及び強姦等の性犯罪も増加傾向にある²¹。全犯罪件数の約65%は首都ウランバートル市内で発生している。

モンゴルでは、2009年にエルベグドルジ大統領が死刑執行停止を宣言して以来、死刑執行が停止されていたところ、2015年の刑法改正によって正式に死刑が廃止された（但し、死刑廃止に向けた議論が不十分であり、死刑制度を復活させるべきとの反対意見も有力に

¹⁹ モンゴルで調停制度が確立・普及するまでの経緯や、JICAの法整備支援の実態等については、岡英男著『おまえがガンバレよ 一モンゴル最高裁での法整備支援 2045日一』（司法協会、2016年）において具体的に紹介されており、大変興味深い。なお、同書133～155頁にも記載されているが、日本の「民事調停法」がモンゴルに移植・継承されたわけではなくない。

²⁰ 岡英男著「モンゴルにおける調停制度」（『JCAジャーナル 64巻9号』（日本商事仲裁協会、2017年）所収）10頁。

²¹ <https://www.mn.emb-japan.go.jp/files/000438870.pdf>

主張された)。2015年改正刑法は、そのほか、法人処罰規定を導入する等、重要な内容を含むものであった。2015年改正刑法は、本来、2016年9月1日に施行される予定であったところ、施行が延期されたが、結局、2017年7月1日に施行された²²。これにより、モンゴルは、名実ともに、東アジアで最初の死刑廃止国となった。

モンゴルの刑法典は、さまざまな経済犯罪についても規定している。これには、租税回避罪、密輸罪、鉱物資源の違法開発・利用罪、背任罪等が含まれる。

モンゴルの刑事訴訟では、三審制が採用されている。第一審は区刑事初級裁判所、第二審は刑事控訴審裁判所、第三審は最高裁判所が管轄する。

モンゴルでは、刑事処罰のほかに、行政処罰も活用されている。

VII おわりに

以上、モンゴルの法制度の概要を簡単に紹介してきたが、モンゴル法については、法整備支援の関係もあってか、日本語の文献・論文等が意外に多い。モンゴル法全般の日本語による概説書としては、趙勁松著『モンゴル法制ガイドブック』(民事法研究会、2014年)が刊行されている。また、法律書ではないが、『モンゴルビジネス環境ガイド 2020年版』(国際協力機構、2020年)²³にも、ビジネス関連の法制度に関する若干の説明が含まれている。

前述したとおり、モンゴルでは、牧畜業が盛んであるほか、モリブデン、銅、金、石炭等の鉱物資源が産出され、近年、比較的高い経済成長を果たしている。長年にわたり、日本からの法整備支援も行われてきた。2016年には、「日・モンゴル経済連携協定」(EPA)が発効した。親日国であるモンゴルと日本の関係は、今後、さらに発展していくことが期待されている。以上のことから、モンゴルにおける法制度の動向については、今後も、注視していきたいと思う。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.48 No.11』(国際商事法研究所、2020年、原題は「世界の法制度【東アジア・東南アジア編】第7回 モンゴル」)。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²² <https://www.amnesty.org/en/documents/act50/6646/2017/en/>

²³

https://www.jica.go.jp/mongolia/office/activities/environment_guide/ku57pq00002c696c-att/guide2020.pdf